

福祉医療制度拡充の市町村「意向調査」

県の方針転換を受け、重要な前進が生まれつつある **市町村に**

福祉医療給付の改善をすすめる会が県下77市町村に対して行った、子ども・障がい者等の福祉医療給付制度の意向調査は65(84%)の市町村から回答がありました。(8月14日)

これによると、子ども医療費の現物給付の導入範囲を県水準(中卒)より拡充し、18才年度末までとする自治体は31市町村でした。子ども以外の障がい者・ひとり親などへの拡充意向がある自治体は11市町村となっています。一方現物給付の範囲を現行通りか県水準に合わせるとした自治体が26市町村でした。制度拡充を検討中、あるいは未定は8市町村。受給者負担金については負担金廃止を予定する自治体は5町村。負担金を現行より値上げ(300円から500円)が2町村でした。

回答した市町村の48%が県水準よりも現物給付の範囲を拡充すると答えており、県水準・現行維持の42%を上回っています。受給者負担金を廃止すると答えた町村が8%にのぼったことも重要です。また現在検討中と答えた自治体のなかには、近隣町村の様子を見ながら拡充を検討すると答えたところもあり今後の動向を注目したい。今回の意向調査では、県の方針転換が市町村に更なる制度拡充を促していることが一定明らかとなりました。今後は、重要な前進が生まれつつある市町村の動向に注目しながら、秋の自治体キャラバンでは行政がさらに制度の拡充に踏み出せるように自治体との懇談を行っていくことが必要となっています。

現物給付の対象範囲

市では佐久市、小諸市、駒ヶ根市その他、多くの町村で18才年度末までを予定(31市町村)

子ども以外の対象範囲

11市町村の内、大鹿村では福祉医療の対象者すべてに現物給付を拡大予定

受給者負担金の廃止

長和町、飯島町、中川村、宮田村、栄村